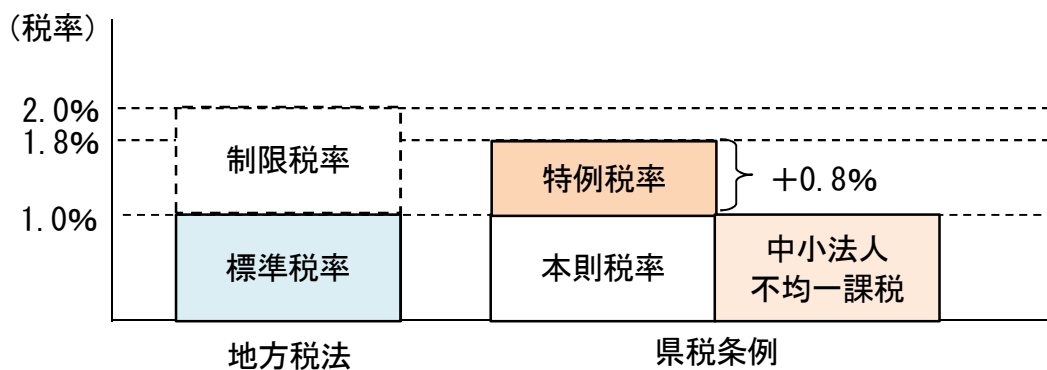


(参考) 特例措置 (法人税割超過課税・不均一課税) の概要

特例措置の内容

- 地方税法上、法人県民税法人税割の税率は、標準税率が 1.0%、制限税率が 2.0% (令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度については、標準税率 3.2%、制限税率 4.2%) となっている。
- 本県では、滋賀県税条例の本則において、法人県民税法人税割の税率を標準税率と同じ 1.0% と定めている。
- しかし、厳しい財政状況の中、主要な施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から、滋賀県税条例の付則において、令和 3 年 1 月 31 日までに終了する事業年度について、法人県民税法人税割の税率を 1.8% (本則税率+0.8%) とする特例措置を設けている。
- 併せて、中小法人の保護・育成等の観点から、資本金 1 億円以下かつ法人税額 5,000 万円以下の法人については、本則税率相当まで税負担を軽減する不均一課税を実施している。



適用実績 (直近 5 年間)

(単位: 百万円)

課税年度	法人税割額	内 超過課税額
平成 26 年度	7, 258	880
平成 27 年度	5, 831	714
平成 28 年度	4, 781	686
平成 29 年度	5, 547	1, 148
平成 30 年度	6, 303	1, 117

改正による影響額

	影 響	(参考) 平成 30 年度の適用状況
法人数	607 法人 (※1)	超過課税の対象法人 : 2, 104 法人
税 額	+59 百万円 (※2)	超過課税による税収 : 11 億円

※1 法人税額 2,000 万円超～5,000 万円以下である法人数

※2 1 法人当たりの影響額は 10 万円

全国の法人税割超過課税実施状況

① 法人県民税法人税割の超過課税実施団体

46 団体 (静岡県以外)

② 超過税率 (標準税率との差)

+0.8% : 44 団体 (滋賀県を含む)

+1.0% : 2 団体 (東京都、大阪府)

③ 不均一課税の要件 (軽減税率の適用要件)

(1) 資本の要件

[資本金]

3 億円以下 : 1 団体 (京都府)

2 億円以下 : 1 団体 (神奈川県)

1 億円以下 : 41 団体 (滋賀県を含む)

2,000 万円以下 : 1 団体 (広島県)

[資本金等の額]

1 億円以下 : 2 団体 (山形県、茨城県)

(2) その他の要件

[法人税額]

5,000 万円以下 : 1 団体 (滋賀県)

4,000 万円以下 : 1 団体 (神奈川県)

2,000 万円以下 : 2 団体 (大阪府、兵庫県)

1,600 万円以下 : 1 団体 (京都府)

1,500 万円以下 : 2 団体 (愛知県、岡山県)

1,000 万円以下 : 38 団体

[従業者数]

300 人以下 : 1 団体 (山梨県)